

(伺い)

鳥取土木事務所から建築物として取扱っていない農作物用のビニールハウス等と同じ構造の堆肥舎が建築物かどうか及び畜舎設計基準の解説（44頁）の建築物として取扱わない堆肥舎の「作業スペース」に堆肥等の投入及び搬出スペースが含まれるかどうか、照会がありました。

照会の前段については、内部が堆肥で満たされる構造となっていれば、農作物用のビニールハウス等と財産の保護、安全上も同様と考えられるためまた、後段については、機械化された堆肥舎であっても投入・搬出スペースが必要であることから下記のとおり取扱うこととし、案1・2³のとおり通知してよろしいか伺います。

記

- 1 農作物用のビニールハウス等と同じ構造の堆肥舎について
建築物でない農作物用ビニールハウスと同様の構造で内部が堆肥で満たされる堆肥舎は建築物として取扱わない。
- 2 畜舎設計基準の解説（44頁）の「作業スペース」について
畜舎設計基準・同解説 1章総則 1.1適用範囲 (5)(ハ)文中の「作業スペース」に、最小限の堆肥を投入及び搬出するためのスペースは含まないこととし、基準を満たすものは建築物として取扱わない。



建 第 2 5 4 号
平成13年3月22日

(鳥取・倉吉・米子) 土木事務所長 様

土木本部 建築課長

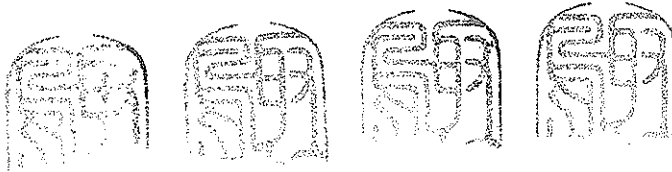
建築物として取扱わない堆肥舎等について (通知)

このことについて、下記のとおり取り扱いを定めましたので通知します。

記

- 1 建築物でない農作物用ビニールハウスと同様の構造で内部が堆肥で満たされる堆肥舎を建築物として取扱わない。
- 2 畜舎設計基準・同解説 1章総則 1.1適用範囲 (5)(ハ)文中の「作業スペース」に、最小限の堆肥を投入及び搬出するためのスペースは含まないこととする。
(建築物でない基準を満たし、最小限の堆肥を投入及び搬出するためのスペースしかない堆肥舎は建築物として取扱わない。)

建 第 2 5 4 号
平成13年3月27日



特定行政庁（鳥取市・倉吉市・米子市・境港市）建築指導主務課（室）長 様

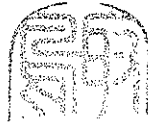
鳥取県土木部建築課長

建築物として取扱わない堆肥舎について（通知）

このことについて、鳥取県では下記のとおり取扱うこととしましたので、参考としてください。

記

- 1 建築物でない農作物用ビニールハウスと同様の構造で内部が堆肥で満たされる堆肥舎を建築物として取扱わない。
- 2 畜舎設計基準・同解説 1章総則 1. 1適用範囲 (5) (ハ)文中の「作業スペース」に、最小限の堆肥を投入及び搬出するためのスペースは含まないこととする。
(建築物でない基準を満たし、最小限の堆肥を投入及び搬出するためのスペースしかない堆肥舎は建築物として取扱わない。)



建 第 2 5 4 号
平成13年3月27日

畜産課長 様

建築課長

建築物として扱わない堆肥舎について（通知）

このことについて、下記のとおり審査することとし、確認申請の窓口である鳥取、倉吉、米子土木事務所及び県内各特定行政庁に別添写しのとおり通知したのでお知らせします。

記

- 1 建築物でない農作物用ビニールハウスと同様の構造で内部が堆肥で満たされる堆肥舎を建築物として扱わない。
- 2 畜舎設計基準・同解説 1章総則 1. 1適用範囲 (5) (ハ)文中の「作業スペース」に、最小限の堆肥を投入及び搬出するためのスペースは含まないこととする。
(建築物でない基準を満たし、最小限の堆肥を投入及び搬出するためのスペースしかない堆肥舎は建築物として扱わない。)